北本市自転車の安全な利用に関する条例

平成28年12月21日 条例 第39号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、自転車利用者、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的に推進し、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項 第11号の2に規定する自転車をいう。
 - (2) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
 - (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する者をいう。
 - (4) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体、自転車の安全な利用の促進に関する市の施策に協力する団体及び自治会をいう。
 - (5) 車両 道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
 - (6) 自転車損害保険等 自転車が関係する交通事故により生じた損害 を賠償するための保険又は共済をいう。
 - (7) 自転車交通安全教育 自転車の安全な利用に関する交通安全教育 をいう。
 - (8) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する 小学校及び中学校で市内に所在するものをいう。
 - (9) 児童生徒 学校教育法第1条に規定する小学校に在学する児童及 び同条に規定する中学校に在学する生徒をいう。
 - (10) 幼児 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項第 2号に規定する幼児をいう。
 - (11) 高齢者 満65歳以上の者をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全な利用に関し、市民等一人ひとりが、理解を深め、他人を思いやり、互いに譲り合う精神を醸成するとともに、市その他の主体が協働して、自転車を安全に利用することができる環境の整備に努めることで自転車が関係する交通事故を未然に防止し、もって安全で安心なまち北本市の実現を目指すことを基本理念とする。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に 基づき、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。
 - (1) 自転車交通安全教育、啓発活動及び広報活動
 - (2) 地域等における自転車の安全な利用に関する活動の支援
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な事項
- 2 市は、前項各号に掲げる事項を実施するに当たっては、埼玉県、市 民、事業者及び関係団体との相互の連携及び協力の下に、自転車の安 全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、自転車の安全な利用に関する取組 を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- 2 市民は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車利用者の責務)

- 第6条 自転車利用者は、基本理念に基づき、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法、埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成23年埼玉県条例第60号)その他関係法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければならない。
- 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の 習得及び自転車損害保険等への加入に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備をするとともに、反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用

の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第7条 事業者は、基本理念に基づき、自転車の安全な利用に関する取 組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。
- 2 事業者は、従業員に対して自転車の安全な利用に関する理解を深め るための啓発に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に 協力するよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、基本理念に基づき、自転車の安全な利用に関する 取組を積極的に行うものとし、市が実施する自転車の安全な利用の促 進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民に対する自転車交通安全教育)

第9条 市は、市民に対し、交通事故の発生状況等を勘案し、自転車利 用者の年齢等それぞれの特性に応じた自転車交通安全教育を行うもの とする。

(学校における自転車交通安全教育)

第10条 学校の設置者及び長は、その児童生徒に対し、その発達段階 に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。

(家庭における自転車交通安全教育等)

- 第11条 幼児及び児童生徒の保護者は、その幼児及び児童生徒に対し、 乗車用ヘルメットの着用その他の自転車交通安全教育を行うよう努め なければならない。
- 2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その 他の自転車の安全な利用に関する理解を深めるための啓発に努めなけ ればならない。

(啓発活動及び広報活動)

第12条 市は、自転車の安全な利用に関し、市民、自転車利用者等の

理解及び協力が得られるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。

2 市は、自転車利用者の自転車損害保険等の加入を促進するため、啓 発活動及び広報活動を行うものとする。

(自転車小売業者による自転車の購入者に対する助言等)

第13条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入者に対し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得、定期的な点検整備及び自転車損害保険等への加入の必要性その他の自転車の安全な利用に関する助言及び必要な情報の提供に努めなければならない。

(道路環境の整備)

第14条 市は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者及び車両が安全に通行できる道路環境の整備に努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。